（特定社債権者集会参考書類）

第七十一条　特定社債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　［略］

二　議案が代表特定社債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　候補者が特定社債発行会社、特定社債管理者又は特定社債管理補助者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

［２～４　略］

（議決権行使書面）

第七十二条　法第百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

［一～四　略］

五　議決権を行使すべき特定社債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の額

［２～４　略］

（特定社債権者集会の議事録）

第七十五条　［略］

２　［略］

３　特定社債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

［一～三　略］

四　特定社債権者集会に出席した特定社債発行会社の代表者又は代理人の氏名

五　特定社債権者集会に出席した特定社債管理者の代表者若しくは代理人の氏名又は特定社債管理補助者若しくはその代表者若しくは代理人の氏名

六・七　［略］

４　法第百二十九条第二項において準用する会社法第七百三十五条の二第一項の規定により特定社債権者集会の決議があったものとみなされた場合には、特定社債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

一　特定社債権者集会の決議があったものとみなされた事項の内容

二　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三　特定社債権者集会の決議があったものとみなされた日

四　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

（電磁的方法）

第百二十八条　法第四十条第三項及び法第二百四十二条第五項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する信託法第百八条第三号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

［一・二　略］

［２・３　略］

（特定社債権者集会参考書類）

第七十一条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　候補者が特定社債発行会社又は特定社債管理者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

［２～４　同上］

（議決権行使書面）

第七十二条　［同上］

［一～四　同上］

五　議決権を行使すべき特定社債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数

［２～４　同上］

（特定社債権者集会の議事録）

第七十五条　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

［一～三　同上］

四　特定社債権者集会に出席した特定社債発行会社の代表者又は特定社債管理者の氏名又は名称

［号を加える。］

五・六　［同上］

［項を加える。］

（電磁的方法）

第百二十八条　法第四十条第三項及び法第二百四十二条第五項において準用する信託法第百八条第三号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

［一・二　同上］

［２・３　同上］